

## 〔資料一V〕 関係法令

### 1. 国際協力事業団法

〔昭和49年5月31日〕  
〔法律第62号〕

改正 昭和53年4月28日法律第35号

昭和53年7月5日法律第87号

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 国際協力事業団は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力力の促進に資することを目的とする。

##### (法人格)

第2条 国際協力事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

##### (事務所)

第3条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

##### (資本金)

第4条 事業団の資本金は、40億円と附則第6条第4項、附則第7条第4項及び附則第8条第5項の規定により政府から出資があったものとされた金額との合計額とし、政

府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

##### (登記)

第5条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

##### (名称の使用制限)

第6条 事業団でない者は、国際協力事業団という名称を用いてはならない。

##### (民法の準用)

第7条 民法(明治29年法律第89号)第44条及び第50条の規定は、事業団について準用する。

#### 第2章 役員及び職員

##### (役員)

第8条 事業団に、役員として、総裁1人、副総裁2人、理事12人以内及び監事3人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事6人以内を置くことができる。

##### (役員職務及び権限)

第9条 総裁は、事業団を代表し、その業務

を総理する。

- 2 副総裁は、総裁の定めるところにより、事業団を代表し、総裁を補佐して事業団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して事業団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、事業団の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第10条 総裁及び監事は、外務大臣が任命する。

- 2 副総裁及び理事は、総裁が外務大臣の認可を受けて任命する。この場合において、非常勤の理事のうち、一人は日本輸出入銀行の理事のうちから、一人は海外経済協力基金の理事のうちから、それぞれ、日本輸出入銀行の総裁及び海外経済協力基金の総裁の推薦に基づき、任命するものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- (2) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこ

れらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

- (3) 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員解任)

第13条 外務大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 外務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

- 3 総裁は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 事業団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第16条 総裁は、事業団の理事又は職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第17条 事業団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第18条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第3章 運営審議会

(運営審議会)

第19条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、総裁の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、総裁に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員40人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

### 第4章 業務

(業務の範囲)

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務(第3号二に掲げる業務に該当するものを除く。)を行うこと。

イ 開発途上地域からの技術研修員に対

し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

(1)の2 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力(資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。)の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。

イ 条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設(船舶を含む。以下この号において同じ。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。)を目的として行われる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。

ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

(2) 開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動(以下この号において「海外協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
  - ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。
  - ハ 海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。
- (3) 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するため、次の業務を行うこと。
- イ 開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業（以下次条までにおいて「開発事業」と総称する。）に付随して必要となる関連施設であつて、周辺の地域の開発に資するものの整備（次条において「関連施設の整備」という。）に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の借入れに係る債務を保証すること。
  - ロ 開発事業のうち試験的に行われる事業（石油（オイルサンド及びオイルシェールを含む。）、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。）であつて技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められるものその他これに準ずる事業として政令で定めるもの（次条において「試験的事业等」という。）に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該資金を供給するための出資をすること。
  - ハ 条約その他の国際約束に基づき、開発途上地域の政府又は地方公共団体その他の公共的団体からの委託を受けて、当該開発途上地域の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に資する施設等の整備事業（政令で定めるものに限る。次条において「施設等整備事業」という。）を行うこと。
  - ニ イ又はロの規定による貸付け、債務の保証又は出資の対象となる事業及びハの規定により事業団が行う事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。
  - ホ 開発事業に従事する本邦法人（本邦法人が出資している外国法人を含む。）又は本邦人からの要請に基づき、第1号及びニの業務の遂行に支障のない範囲内で適当と認める場合に、当該開発事業に必要な技術の指導を行うこと。
- (4) 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。
- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行い、相談に応じ、並びにあつせんを行うこと。
  - ロ 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行い、並びに渡航のための宿泊施設の提供、引率その他の援助及び指導を行うこと。
  - ハ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
  - ニ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。
  - ホ 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行うこと。
  - ヘ 移住者若しくはその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を

行うものに対して当該事業に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。

ト 海外において農業、漁業、工業その他の事業であつて移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者（移住者及びその団体を除く。）に対して当該事業に必要な資金を貸し付け、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。

(5) 第1号並びに第3号ニ及びホの業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項第7号に掲げる業務を行うおとすときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第22条 次の各号に掲げる業務については、事業団は、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、当該業務を行うことができる。

(1) 前条第1項第3号イに掲げる業務 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 当該開発事業につき、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団その他政令で定める機関からの資金の貸付け、債務の保証又は出資（以下「貸付け等」という。）があること。

ロ 当該関連施設の整備につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

(2) 前条第1項第3号ロに掲げる業務

当該試験的事業等につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

(3) 前条第1項第3号ハに掲げる業務

当該施設等整備事業につき、当該開発途上地域及び我が国に事業団以外の適当な事業主体がないと認められること。

（業務実施方針）

第23条 主務大臣は、毎事業年度、第21条第1項各号に掲げる業務につき業務実施方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により指示した業務実施方針の内容を変更したときは、その都度、その変更に係る指示をするものとする。

（業務の委託）

第24条 事業団は、次の各号に掲げる業務については、主務大臣の認可を受けた場合に限り、当該各号に定める者に対し、当該業務の一部を委託することができる。

(1) 第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務その他の貸付け等の業務金融機関

(2) 第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務（前号に掲げる業務に該当するものを除く。）地方公共団体その他の者

2 前項第1号に掲げる業務につき同項の規定による主務大臣の認可があつた場合においては、同号の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第1項第1号の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の

適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第25条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法に記載すべき事項は、主務省令で定める。

## 第5章 財務及び会計

(事業年度)

第26条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画等の認可)

第27条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第28条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後4月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、2月を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第1項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(区分経理)

第29条 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(1) 第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(2) 第21条第1項第3号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

(3) 第21条第1項第4号ホに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

(4) 第21条第1項第4号ヘ及びトに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第30条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第1項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第1項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手續その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。  
(借入金及び国際協力事業団債券)

第31条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は国際協力事業団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
- 4 第1項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 商法（明治32年法律第48号）第309条から第311条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第1項及び第4項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。
- （債務保証）
- 第32条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和28年法律第51号）第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。
- （償還計画）
- 第33条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、外務大臣の

認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

- 第34条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- (1) 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
  - (2) 資金運用部への預託
  - (3) 銀行その他外務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
  - (4) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- （財産の処分等の制限）

第35条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第36条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（外務省令への委任）

第37条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

## 第8章 監督

（監督）

- 第38条 事業団は、主務大臣が監督する。
- 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- （報告及び検査）
- 第39条 主務大臣は、この法律を施行するた

め必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第7章 雑 則

### (連絡等)

第40条 事業団は、第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

- 2 地方公共団体は、事業団に対し、前項に規定する業務の運営について協力するよう努めるものとする。

### (解 散)

第41条 事業団の解散については、別に法律で定める。

### (協 議)

第42条 外務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第27条、第31条第1項、第2項ただし書若しくは第6項、第33条又は第35条の規定による認可をしようとするとき。
- (2) 第28条第1項又は第36条の規定による承認をしようとするとき。

(3) 第34条第1号又は第3号の規定による指定をしようとするとき。

(4) 第35条又は第37条の規定により外務省令を定めようとするとき。

- 2 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

(1) 第21条第2項、第24条第1項又は第25条第1項の規定による認可をしようとするとき。

(2) 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。

(3) 第25条第2項の規定により主務省令を定めようとするとき。

- 3 主務大臣（次条第1項第2号の規定により外務大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、次の場合には、関係行政機関の長（大蔵大臣を除く。）に協議しなければならない。ただし、第1号の場合にあつては、その協議は、第21条第1項第1号、第3号若しくは第5号に掲げる業務又は同項第4号に掲げる業務（これに関連する同項第7号に掲げる業務を含む。）に関する事項に限られるものとする。

(1) 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。

(2) 第21条第2項の規定による認可（同条第1項第4号に掲げる業務に係るものに限る。）をしようとするとき。

- 4 主務大臣（次条第1項第3号の規定により外務大臣及び農林大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、次の場合には、通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、第21条第1項第3号イに掲げる業務に関する事項に限られるものとする。

(1) 第23条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。

(2) 第25条第1項の規定による認可をしようとするとき。



(主務大臣等)

第43条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- (1) 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、外務大臣
- (2) 第21条第1項第1号から第2号まで及び第4号に掲げる業務に関する事項並びに同項第3号及び第5号から第7号までに掲げる業務に関する事項(次号及び第4号に定める事項を除く。)については、外務大臣
- (3) 第21条第1項第3号に掲げる業務及びこれに関連する同項第5号に掲げる業務であって、農林業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第6号及び第7号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び農林水産大臣
- (4) 第21条第1項第3号に掲げる業務及びこれに関連する同項第5号に掲げる業務であって、鉱工業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第6号及び第7号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び通商産業大臣

2 この法律における主務省令は、前項各号に定める事項に関し、それぞれ各項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

## 第6章 罰 則

(罰 則)

第44条 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、5万円以下の罰金に処する。

第45条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした事業団の役員は、3万円以下の過料に処する。

- (1) この法律により外務大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- (2) 第5条第1項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。
- (3) 第21条第1項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- (4) 第34条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- (5) 第38条第2項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第46条 第6条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第14条から第25条までの規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第2条 外務大臣は、事業団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第3条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあった日

において、その事務を前条第1項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第3項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。  
(海外技術協力事業団の解散等)

第6条 海外技術協力事業団は、事業団の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に事業団が承継する。

2 海外技術協力事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度は、海外技術協力事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 海外技術協力事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第1項の規定により事業団が海外技術協力事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における海外技術協力事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第1項の規定により海外技術協力事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外移住事業団の解散等)

第7条 海外移住事業団は、事業団の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に事業団が承継する。

2 海外移住事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度は、海外移住事業団の解散の

日の前日に終わるものとする。

3 海外移住事業団の昭和49年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第1項の規定により事業団が海外移住事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における海外移住事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第1項の規定により海外移住事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外貿易開発協会からの引継ぎ等)

第8条 昭和45年2月1日に設立された財団法人海外貿易開発協会(以下この条において「協会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、事業団の成立の時に現に協会が有する権利及び義務のうち、昭和49年2月1日現在における協会の寄附行為第4条第1号及び第2号に掲げる事業であって農林業及び鉱工業に係るもの並びにこれらに附帯する事業(以下この条において「引継事業」という。)の遂行に伴い協会に属するに至ったものを、事業団において承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣及び通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があったときは、引継事業の遂行に伴い協会に属するに至った権利及び義務は、事業団の成立の時に事業団に継承されるものとする。

4 前項の規定による権利及び義務の承継があった場合においては、事業団の成立前に引継事業の遂行に必要な資金に充てるため

日本貿易振興会から協会に貸し付けられた74億5千万円の貸付金（以下「日本貿易振興会の貸付金」という。）は、その承継の日において返済されたものとなるものとする。

5 前項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなるときは、その返済されたものとなる金額に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

6 第4項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなったときは、日本貿易振興会の資本金の額及び政府の日本貿易振興会に対する出資金の額は、それぞれ当該時期において、その返済されたものとされた日本貿易振興会の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

（非課税）

第9条 附則第6条第1項及び第7条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 附則第6条第1項及び第7条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で海外技術協力事業団又は海外移住事業団が昭和44年1月1日前に取得したものに対しては、特別土地保有税を課することができない。

（海外技術協力事業団等の解散等に伴う経過措置）

第10条 海外技術協力事業団若しくは海外移住事業団の解散の際現にその職員として在職する者又は事業団の設立の際現に日本貿易振興会の職員として在職する者で引き続き事業団の職員となったものについては、事業団が国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定

する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和48年法律第30号）附則第9項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き国際協力事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第12項中「附則第9項に規定する者」とあるのは「国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）附則第10条の規定により読み替えて適用される附則第9項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（名称の使用制限等に関する経過措置）

第11条 この法律の施行の際現に国際協力事業団という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

第12条 事業団の最初の事業年度は、第26条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和50年3月31日に終わるものとする。

第13条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第27条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（海外技術協力事業団法等の廃止）

第14条 次に掲げる法律は、廃止する。

(1) 海外技術協力事業団法（昭和37年法律第120号）

(2) 海外移住事業団法（昭和38年法律第124号）

（海外技術協力事業団法等の廃止に伴う経過措置）

第15条 前条の規定の施行前にした廃止前の海外技術協力事業団法又は海外移住事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第16条 地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）の一部を次のように改

正する。

第24条第2項中「，海外移住事業団」を削り、「若しくは畜産振興事業団」を「，畜産振興事業団若しくは国際協力事業団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第17条 所得税法(昭和40年法律第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り，国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団 国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)

(法人税法の一部改正)

第18条 法人税法(昭和40年法律第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り，国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団 国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)

(印紙税法の一部改正)

第19条 印紙税法(昭和42年法律第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り，国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団 国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)

(登録免許税法の一部改正)

第20条 登録免許税法(昭和42年法律第35号)の一部を次のように改正する。

別表第2中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削る。

別表第3中7の項の次に次のように加える。

7の2 国際協力 事業団	国際協力 事業団法 (昭和49 年法律第 62号)	別表第1の第1号から第18号までに掲げる登記又は登録(国際協力事業団法第21条第1項第3号イ又はロ(業務の範囲)に掲げる業務(同号イに掲げる業務のうち政令で定めるものを除く。)のための先	先取特権，質権又は抵当債の保存，設定又は移転の登記又は登録については，第3條の登記又は登録に該当するものであつて，これを証する大抵省令で定める書類の添付があるものに限り，
--------------------	---------------------------------------	---	---

(地方税法の一部改正)

第21条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「，海外技術協力事業団，海外移住事業団」を削り、「及び小型船舶検査機構」を「，小型船舶検査機構及び国際協力事業団」に改める。

第73条の4第1項第20号の次に次の1号を加える。

20の2 国際協力事業団が国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)第21条第1項第1号，第2号又は第4号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第22条 行政管理庁設置法(昭和23年法律第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「海外技術協力事業団，海外移住事業団」を「国際協力事業団」に改める。

(外務省設置法の一部改正)

第23条 外務省設置法(昭和26年法律第283号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第25号を次のように改める。

(25) 国際協力事業団の監督(海外移住に関するものに限る。)に関する事。

第10条の2第6号を次のように改める。

(6) 国際協力事業団の監督(海外移住に関するものを除く。)に関する事。

(農林省設置法の一部改正)

第24条 農林省設置法（昭和24年法律第153号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 国際協力事業団の指導監督を行うこと。

（通商産業省設置法の一部改正）

第25条 通商産業省設置法（昭和27年法律第275号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 国際協力事業団に関すること。

第8条第3項中「第6号」の下に「、第6号の2」を加える。

附則（昭和53年4月28日法律第35号）  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 この法律による改正後の国際協力事業団法（以下「新法」という。）第21条第1項第1号の2に規定する業務に係る最初の業務実施方針については、新法第23条第1項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「国際協力事業団法の一部を改正する法律（昭和53年法律第35号）の施行後遅滞なく」とする。

附則（昭和53年7月5日法律第87号）抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

## 2. 国際協力事業団法施行令

(昭和49年7月31日)  
政令第283号

改正 昭和53年27日政令第260号

国際協力事業団法施行令をここに公布する。

### 国際協力事業団法施行令

内閣は、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）第5条第1項、第21条第1項第3号及び第4号、第22条第1号、第29条、第30条第4項並びに附則第4条、第6条第5項及び第7条第5項の規定に基づき、この政令を制定する。

(試験的に行われる事業に準ずる事業)

第1条 国際協力事業団法（以下「法」という。）第21条第1項第3号ロに規定する政令で定める事業は、技術の改良又は開発と一体として行われなければその経営の基礎を安定させることが困難であると認められる事業とする。

(施設等の整備事業)

第2条 法第21条第1項第3号ハに規定する政令で定める施設等の整備事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 農用地の造成又は改良、農業用排水施設の整備、農林業用道路の整備その他の農林業生産の基盤の整備（これと併せて行う農林業用施設の整備を含む。）
- (2) 森林の造成（これに先立って行う森林の伐採を含む。）
- (3) 鉱工業用地の造成、工業用水道の整備その他の鉱工業生産の基盤の整備（これと併せて行う鉱工業の用に供する施設（物品の製造、加工又は修理を行うために直接使用される機械及び装置を除く。）の整備を含む。）及び産業公害を防止するための施設の整備

- (4) 住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設であつて公共の用に供するものの整備（移住者等に係る出資の対象事業）

第3条 法第21条第1項第4号へ及びトに規定する政令で定める事業は、農林水産物の加工、貯蔵又は運送の事業であつて移住地の発展に寄与すると認められるものとする。（法第22条第1号イに規定する政令で定める機関）

第4条 法第22条第1号イに規定する政令で定める機関は、石油開発公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫及び商工組合中央金庫とする。

(区分経理)

第5条 国際協力事業団は、法第29条に規定する特別の勘定として、次の各号に掲げる勘定を設け、当該各号に掲げる業務に関する資産、負債、収益及び費用に関する経理について整理しなければならない。

- (1) 開発投融资勘定 法第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- (2) 施設等整備勘定 法第21条第1項第3号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務
- (3) 入植地勘定 法第21条第1項第4号ホに掲げる業務及びこれに附帯する業務
- (4) 移住投融资勘定 法第21条第1項第4号へ及びトに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務  
(利益金の計算の方法)

第6条 法第30条第4項に規定する利益金の計算は、毎事業年度の第1号に掲げる利益金の合計額から当該事業年度の第2号に掲げる損金の合計額を差し引くことにより行う。

(1) 益金

- イ 交付金
- ロ 貸付金利息
- ハ 債務保証料
- ニ 出資配当金
- ホ 売上収入
- ヘ 受託事業収入
- ト 貸倒準備金からの戻入れ額
- チ 雑益

(2) 損金

- イ 事業費
- ロ 支払利息
- ハ 委託手数料
- ニ 売上原価
- ホ 受託事業費
- ヘ 管理費
- ト 固定資産減価償却費
- チ 貸倒準備金への繰入額
- リ 雑損

附 則

(施行期日)

第1条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条から第13条までの規定は、昭和49年8月1日から施行する。  
(海外技術協力事業団等の解散の登記の嘱託等)

第2条 法附則第6条第1項の規定により海外技術協力事業団が解散したとき、及び法附則第7条第1項の規定により海外移住事業団が解散したときは、外務大臣は、遅滞なく、これらの法人の解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、これらの法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。

(海外移住事業団法施行令の廃止)

第3条 海外移住事業団法施行令(昭和38年政令第251号)は、廃止する。

(旅券の手数料の減額に関する政令の一部改正)

第4条 旅券の手数料の減額に関する政令(昭和27年政令第452号)の一部を次のように改正する。

第1項中「左の」を「次の」に改め、同項ただし書中「海外移住事業団法(昭和38年法律第124号)第31条第1項の規定に基づき政府が海外移住事業団に交付した交付金から」を「国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)第21条第1項第4号ロの規定による」に改める。

(特殊法人登記令の一部改正)

第5条 特殊法人登記令(昭和39年政令第28号)の一部を次のように改正する。

第19条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

別表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)	資本金
---------	-----------------------	-----

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令の一部改正)

第6条 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令(昭和37年政令第393号)の一部を次のように改正する。

第2号を次のように改める。

(2) 国際協力事業団

(国家公務員等退職手当法施行令の一部改正)

第7条 国家公務員等退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第29号を次のように改める。

29 国際協力事業団(国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)附則第6条第1項の規定により解散した旧海外技術協力事業団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。)

第9条の2第36号を次のように改める。

36 削除

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第8条 国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)の一部を次のように改正する。

第43条第2号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「国際協力事業団(国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)附則第6条第1項の規定により解散した旧海外技術協力事業団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。)」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第9条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)の一部を次のように改正する。

第41条第2号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「国際協力事業団(国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)附則第7条第1項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。)」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第10条 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部を次のように改正する。

第37条の6の次に次の1条を加える。

(法第73条の4第1項第20号の2の不動産)

第37条の6の2 法第73条の4第1項第20号の2に規定する国際協力事業団が国際協力事業団法(昭和49年法律第62号)第21条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 事務所の用に供する不動産

(2) 宿舍の用に供する不動産

(外務省組織令の一部改正)

第11条 外務省組織令(昭和27年政令第385号)の一部を次のように改正する。

第5条の7第8号中「海外移住事業団の監督」を「国際協力事業団の監督(海外移住に関するものに限る。)」に改める。

第27条第5号中「海外技術協力事業団の監督」を「国際協力事業団の監督(海外移住に関するものを除く。)」に改める。

第27条の2第4号中「海外技術協力事業団」を「国際協力事業団」に改める。

(農林省組織令の一部改正)

第12条 農林省組織令(昭和27年政令第389号)の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

2 国際協力事業団の指導監督を行うこと。

(通商産業省組織令の一部改正)

第13条 通商産業省組織令(昭和27年政令第390号)の一部を次のように改正する。

第26条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

5 国際協力事業団の監督に関すること。



**附則（昭和53年6月27日政令第260号）**

この政令は、公布の日から施行し、第3条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和53年度の予算から適用する。

### 3. 国際協力事業団法案に対する附帯決議

〔昭和49年5月10日〕  
〔衆議院外務委員会〕

先進国と開発途上国との間の、経済的格差はますます広がり、加うるに、最近の世界的な通貨、貿易面での動揺やエネルギー資源問題あるいは食糧危機の問題の顕在化は、南北問題を一段と複雑多様化せしめ、これら相互間の摩擦と緊張を招いている。

かかる時、先進国の一員であるわが国は、国際連帯の原理に立脚し、互恵平等、内政不干渉の原則を確認するとともに、長期ビジョンの策定等を行ってこれまでに蓄積した資本と技術を活用、供与して、これら開発途上地域の経済及び社会開発と国民福祉向上のための自助努力に協力し、開発途上地域の緊張と摩擦を和らげ、究極的に永続的な世界平和と経済的繁栄の基礎固めに貢献すべきである。

よって政府は、本法施行に当たり、左記事項につき適切な対策を講ずるとともに国際協力事業団の適正な運営に努むべきである。

#### 記

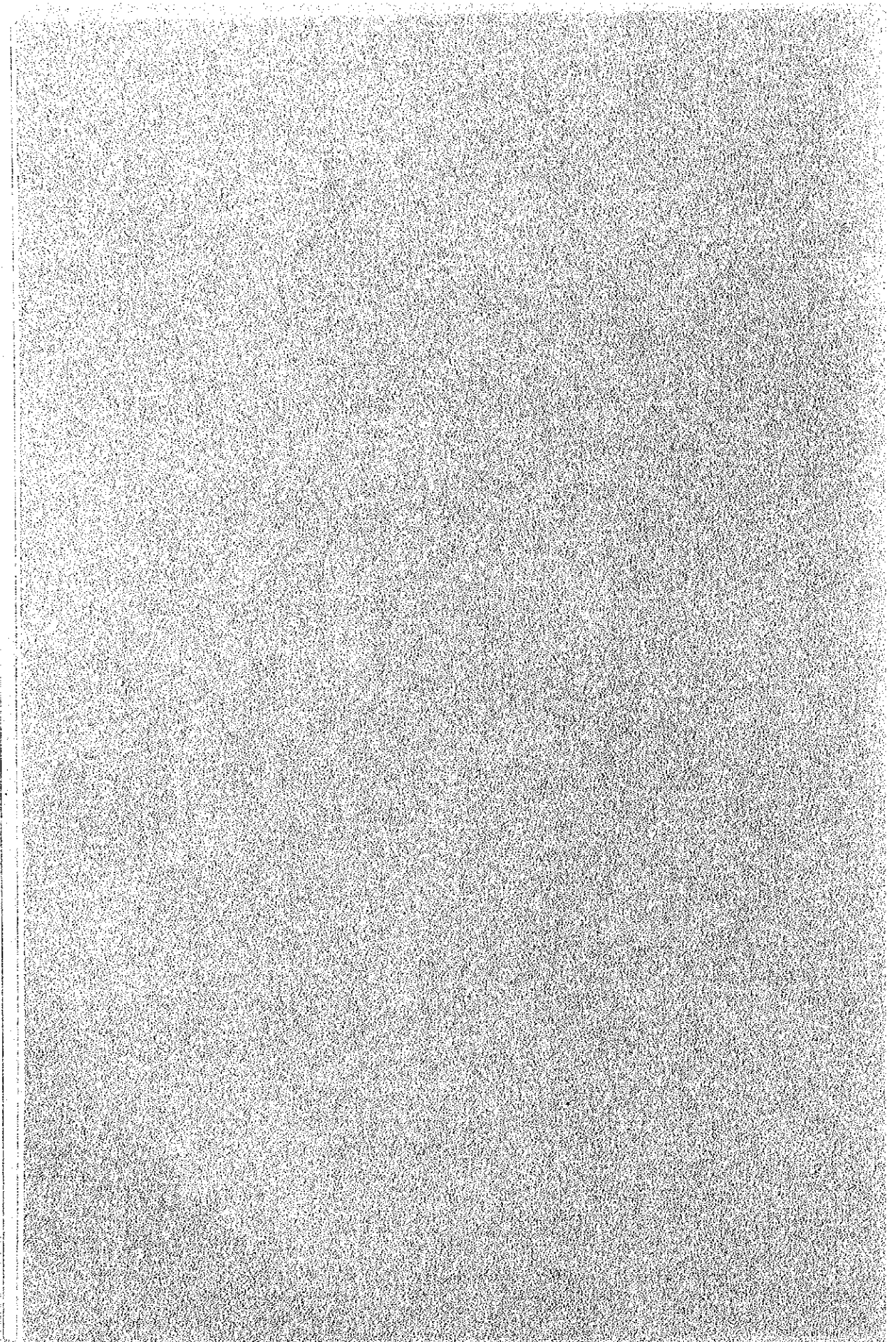
- 1 わが国の経済協力は、従来ややもすれば輸出の振興、企業の海外進出の促進の手段とされる傾向があったことにかんがみ、今後政府は、民間主導型の対外経済関係の形状を是正し、開発途上地域の経済及び社会の均衡ある発展に寄与することを第一義的目的とし、政府主導のもとに開発協力相手国住民の生活と福祉の向上のための分野にその重点を置き、いやしくも経済進出の姿勢について批判を招かないよう万全を期すること。
- 2 海外企業進出については、開発途上地域の自主的な国民経済の発展に資する見地から協力相手国の立場を尊重しつつわが国の国際協力を効果的に推進するため万全な措置を講ずること。
- 3 国際協力の効果的な推進を図るため、とくに国際協力事業団の新規業務と連携せしめて政府借款を供与する等技術協力と資金協力の一体化に一層の努力を払うとともに、国際協力事業団、海外経済協力基金、日本輸出入銀行を含むわが国国際協力の推進体制の整備について、さらに検討を行うこと。
- 4 国際協力に貢献する人材の確保を図るため、専門家の養成、研修及び待遇改善に努めるとともに、既就職の者の在籍参加の途を拡大し、地方公務員の積極的な活用については、所要の措置を講ずるとともに官民の協調による統一された意識のもとに技術協力事業の推進を図ること。
- 5 開発途上地域の人口、食糧問題の重要性にかんがみ、とくに稲作等アジアの食糧増産のための農業開発についても国際協力事業団の新規業務の一環として政府ベースにより積極的な協力を行うこと。
- 6 国際協力事業団による農林業開発の推進に当たっては、国内の農林業に悪影響を及ぼすことのないよう万全の配慮を払うとともに、他方、国内の食糧自給度の維持向上のための諸施設を推進して、国民食糧の安定供給に遺憾なきを期すること。
- 7 国際協力事業団全体を主管する外務省は、農林業開発に関する事項及び鉱工業開発に関する事項についてそれぞれ共管官庁である農林省及び通商産業省と密接に協議するとともに、その他の関係省庁とも十分連絡をとり、もって、事業団の各種業務の円滑かつ効率的実施に努めること。
- 8 国際協力事業団は、海外技術協力事業団

及び海外移住事業団などから引き継がれる  
これら職員の処遇について、その給与、身  
分、労働条件等に関し、不利益を与えない  
よう適切な措置を講ずること。



年 表





# 年 表

年 号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以前)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和26年 (1951)		6.21 日本, UNESCOに 加盟 9.8 講和条約(サンフラン シスコ平和条約) 調印 11.13 外務省, 海外移住白 書発表 11.21 日本, 国連食糧農業 機構(FAO)に加盟	7.1 コロンボ・プラン発 足
昭和27年 (1952)		4.28 講和条約発効 6.9 日本・インド平和条 約調印 8.13 日本, 国際通貨基金 (IMF), 国際復興開発 銀行(世銀, IBRD)に 加盟 12.28 第1回ブラジル移民 (戦後)54名神戸出航	6.10 国連アジア経済委, 日本参加承認
昭和28年 (1953)		4.2 日米友好通商航海条 約調印(於東京) 8. 外務省, 海外移住懇 談会設置 9. 外務省, 欧米局に移 民課設置 12. 政府, 「東南アジア経 済協力の具体策」決 定	
昭和29年 (1954)	1.5 財団法人日本海外協会 連合会(海協連)設立 4.1 社団法人アジア協会 (アジア協会)設立 4. アジア協会, 研修員受 入事業開始	4.15 日本・フィリピン賠 償予備協定調印 6.24 日本, 国連アジア極 東経済委員会(ECA FE)に加盟 10.5 日本, コロンボ・プ ランに加盟 11.5 日本・ビルマ平和条 約・賠償協定調印	4.28(~5.2) 東南アジア首 相会議開催(於コロ ンボ)
昭和30年 (1955)	4. アジア協会, 専門家派 遣事業開始  9.27 日本海外移住振興株式 会社(移住振興)設立	7. 外務省, 移住局設置 9.10 日本のGATT加入が 正式発効	4.18(~24) アジア・アフリ カ(AA)会議開催 (於バンドン), 平和 10原則発表

年 号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以前)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和31年 (1956)	<p>4. 海協連, ドミニカ支部, サン・フランシスコ支部開設</p> <p>6. 海協連, リオ・デ・ジャネイロ支部開設</p> <p>6.15 ブラジルにJAMIC移植民有限責任持分会社設立(移住振興(株)出資)</p> <p>7. 海協連, アマゾン支部開設</p> <p>11.28 ブラジルにイジェーションコー信用金融投資有限責任持分会社設立(移住振興(株)出資)</p>	<p>5.9 日本・フィリピン経済開発および賠償協定調印</p> <p>8.2 日本・ポリツィア移住協定調印(同日発効)</p> <p>12.18 日本, 国連に加盟</p>	<p>7.20 国際金融公社(IFC)発足</p> <p>7.26 ナセル・エジプト大統領スエズ運河国有化宣言</p>
昭和32年 (1957)	<p>2. アジア協会, バンコック駐在員設置</p> <p>4. アジア協会, 投資前基礎調査事業開始(国際建設技術協会に委託)</p> <p>4. 海協連, サンタ・クルス, サン・パウロ, アスンシオン支部開設</p> <p>4.15 移住振興, アスンシオン支店開設</p>	<p>1.9 国連総会に日本代表初参加</p> <p>4. 外務省, 中近東アフリカ技術協力計画開始</p> <p>5.20(～6.4) 岸総理, ビルマ, インド, パキスタン, セイロン, タイ歴訪(第1次)</p> <p>11.18(～12.8) 岸総理, 東南アジア歴訪(第2次)</p> <p>12.10 日本アラビア石油会社がサウディ・アラビアと油田開発協定調印</p>	<p>10.31 ECAFE にメコン河下流域調査調整委員会設置</p>
昭和33年 (1958)	<p>4. アジア協会, メコン河流域開発事業に参加(メコン河総合開発調査会に委託)</p> <p>4. アジア協会, 海外技術訓練センター事業開始</p> <p>4. アジア協会, 中近東アフリカおよび中南米技術協力計画にもとづく事業開始</p>	<p>1.20 日本・インドネシア平和条約および賠償経済協力協定調印</p> <p>2.4 日本・インド通商協定署名および円借款成立</p> <p>4. 外務省, 中南米技術協力計画開始</p> <p>5.13 通産省, 第1回「経済協力の現状と問題点」発表</p> <p>10.15 日本・ラオス経済・技術協力協定調印(昭和34.1発効)</p> <p>12.9 日本・イラン経済・技術協力協定調印(昭和33.12発効)</p>	<p>1.1 欧州経済共同市場(ECC)発足</p>



年号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以前)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和34年 (1959)	4. 海協連, アルゼンティ ン支部開設	3.2 日本・カンボディア 経済・技術協力協定 調印 (昭和34.7 発 効) 4. 外務省, 経済協力部 設置 4. 外務省に最初の海外 技術協力センター事 業予算計上 (パキス タン農業, セイロン 漁業, タイ電気通信, インド中小企業, マ ラヤ木工, イラン工 業各センター) 5.13 日本・ヴェトナム 賠償協定調印 7.22 日本・パラグアイ移 住協定調印 (昭和34. 10.6 発効) 7.24(～8.11) 岸総理, プ ラジル, アルゼンテ イン, ペルー, メキ シコ, チリ歴訪 8.10 海外技術者研修協会 設立 9.12 大蔵省, ドル為替の 自由化実施	10.26(～11.20) 第15回GA TT総会開催 (於東 京) 12.30 米州開発銀行 (IDB) 設立
昭和35年 (1960)	4. アジア協会, 北東アジ ア技術協力計画にもと づく事業開始 5.20 海協連, 海外移住研修 所開設 6.24 移住振興, ブエノス・ アイレス支店開設	4. 外務省, 北東アジア 技術協力計画開始 7.1 特殊法人「アジア経 済研究所」設立 8.20 ハワイ官約移住75周 年記念, 高松宮, 同 妃両殿下, 祝典ご参 加 11.12 皇太子, 同妃両殿下, イラン, エチオピア, インド, ネパール ご訪問 11.14 日本・ブラジル移住 協定調印 (昭和38. 10.29発効) 12.27 閣議で国民所得倍増 計画決定 (経済成長 率年平均9.7%, 45年 度GNP26兆円を目標)	3.9 開発援助グループ (DAG) 発足 9.14 石油輸出国機構 (OP EC) 発足 9.26 国際開発協会 (第2 世銀, IDA) 設立

年 号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以前)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和36年 (1961)	3.10 アジア協会, 名古屋国際研修会館 (後の名古屋国際研修センター) 開設 4. 海協連, ポルト・アレグレ支部開設 4. アジア協会, 研修員集団コース開始 5.15 アジア協会, 三崎国際水産研修会館 (後の神奈川国際水産研修センター) 開設 5. アジア協会, 茨城国際農業研修会館 (後の筑波国際農業研修センター) 開設	5.26 日本, アジア生産性機構(APO)に加盟 6.22 政府, 対外経済協力審議会設置  10.27 日本, OECDの開発援助委員会(DAC)に加盟 11.16 池田総理, パキスタン, ビルマ, インド, タイ歴訪 12.20 日本・アルゼンティン移住協定調印 (昭和38.5.17発効)	2. ケネディ米大統領, 平和部隊の実現に関する教書を議会に送る。これにより米平和部隊実現 2.14 IMF, 英, 西独など10ヵ国の「8条国」移行を受諾 3.14 ケネディ米大統領, 中南米開発援助の特別教書 (進歩のための同盟) を議会に送る 5.11 アジア生産性機構(APO) 発足 7.31 タイ, フィリピン, マラヤ, 東南アジア連合(ASA)結成 9.30 OECD発足, DAG (開発援助グループ) をDAC (開発援助委員会) に改組 12.19 国連第16回総会開催, 「国連開発の10年」を採択
昭和37年 (1962)	4. 海協連, レジフェ支部開設 5.10 海外技術協力事業団法制定 6.30 海外技術協力事業団(OTCA)設立, アジア協会解散 10. OTCA, バンコック事務所開設	1.22(~2.10) 皇太子, 同妃両殿下, 東南アジアご訪問 5. 外務省, 経済協力部を経済協力局に昇格 9.24 日本・ガーナ経済・技術協力協定調印 (昭和37.9発効) 11.5(~10) 皇太子, 同妃両殿下, フィリピンご訪問 12.5 海外移住審議会, 政府に答申提出	1. DAC, 「年次審査に関する決議」採択 6.21 DAC, 日本に対する第1回年次審査実施  10.23 OECD, 開発センター設置 12.20 第17回国連総会, 低開発国の輸出拡大を目的とする国連貿易開発会議開催を決議
昭和38年 (1963)	7.8 海外移住事業団法制定 7.15 海外移住事業団(JEMIS) 設立, 日本海外協会連合会および日本海外移住振興会解散	3.29 日本・ビルマ経済・技術協力協定調印 (昭和38年10.25発効) 4. 外務省, 青年技術者派遣計画 (後の青年海外協力隊事業)開始 9.23(~10.6) 池田総理, フィリピン, インドネシア, オーストラリア, ニュー・ゼーランド歴訪	5.16(~21) GATT閣僚会議開催, 関税一括引下げ交渉原則決定 (ケネディ・ラウンド開始) 5.22 アフリカ独立諸国首脳会議開催, アフリカ統一機構(OAU) 憲章調印 7.20 EEC, アフリカ18ヵ国と連携協定署名

年号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以前)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和39年 (1964)	<p>4. OTCA, 機材供与事業開始</p> <p>7.1 JEMIS, 都道府県に地方事務所開設</p> <p>9.1 OTCA, 中央研修センター (後の東京インターナショナルセンター) 開設</p> <p>10.1 神戸, 横浜海外移住センター, 外務省よりJEMISに移管</p>	<p>1.21 池田総理, 第46回国会施政方針演説で協力隊構想を表明</p> <p>4.1 日本, IMF 8 条国に移行</p> <p>4.4 海外コンサルティング企業協会 (ECFA) 設立</p> <p>4.28 日本, OECDに正式加盟</p> <p>6. 政府, 平和部隊および海外奉仕隊に関し海外調査実施</p> <p>10.29 第1回全国海外教育推進高校教師連絡協議会開催 (JEMIS 援助)</p>	<p>2.15 プレビッシュ報告「新しい貿易政策を求めて」発表</p> <p>3.23 第1回国連貿易開発会議 (UNCTAD) 開催, 国民所得の1% 援助を決議, 「成長と援助」勧告採択</p> <p>7.7 (~11) IMF東京総会 (第19回年次総会) 開催, 国際流動性問題検討開始を決議</p> <p>9. アフリカ開発銀行 (ADB) 設立</p>
昭和40年 (1965)	<p>4.20 OTCA, 日本青年海外協力隊事務局 (JOCV) 設置</p> <p>12. 協力隊, 第1次隊員31名をラオス, カンボディア, マレーシア, フィリピンに派遣</p>	<p>5. 外務省, 中南米・移住局設置</p> <p>6.22 日韓基本条約調印, 日韓経済協力協定調印 (昭和40.12.18発効)</p>	<p>7.23 DAC上級会議開催, 援助条件勧告 (ODAの80%を贈与または贈与に準ずる援助とする等), 援助努力, 開発努力勧告 (国民所得の1%を援助目標とする等) を採択</p> <p>11.22 第20回国連総会にて国連特別基金 (UNSPF), 国連拡大技術援助計画 (ETPA) を統合し国連開発計画 (UNDP) とすることを決議</p> <p>12.1 アメリカ移民国籍法改正法施行</p>
昭和41年 (1966)	<p>1. JEMIS, サン・パウロ技術移住センター開設</p> <p>4. OTCA, 医療協力事業および理科教育海外協力事業開始</p> <p>4. OTCA, ニュー・デリー事務所開設</p> <p>4.1 JEMIS, 移住者渡航費を貸付から支給に切換え</p> <p>10. OTCA, クアラ・ランプル事務所開設</p>		<p>4.6 (~7) 東南アジア開発閣僚会議開催 (於東京)</p> <p>6.14 第1回アジア太平洋協議会 (ASPAC) 閣僚会議開催</p> <p>6.20 カナダ, 東京移民官事務所設置</p> <p>7.20 DAC上級会議開催, 「低開発国の食糧問題についての勧告」を採択</p> <p>11.24 アジア開発銀行 (ADB) 設立</p>

年号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以前)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和42年 (1967)	<p>4.1 OTCA, 大阪国際研修センター開設</p> <p>7.1 JEMIS, トロント駐在員事務所, 沖縄事務所開設</p> <p>7. OTCA, 農業協力事業および開発技術協力事業開始</p>	<p>5.11(～22) 皇太子, 同妃両殿下, ベルー, アルゼンティン, ブラジルご訪問</p> <p>6.6 政府, 資本取引自由化の基本方針を決定</p> <p>8.9(～11) 第1回日韓定期閣僚会議開催(於東京)</p> <p>9.20(～30) 佐藤総理, 東南アジア諸国歴訪(第1次)</p> <p>10.8(～21) 佐藤総理, 東南アジア諸国歴訪(第2次)</p> <p>11.24 政府, 開発途上国に対する特惠関税供与の方針決定</p>	<p>1.1 国連工業開発機関(UNIDO)発足</p> <p>4.26(～28) 第2回東南アジア開発閣僚会議開催(於マニラ)</p> <p>6.30 ケネディ・ラウンド(関税一括引下交渉)最終文書調印</p> <p>8.8 東南アジア諸国連合(ASEAN)設立</p> <p>10.10 第1回開発途上国閣僚会議(77ヵ国グループ)開催, 「アルジュエ憲章」を採択</p>
昭和43年 (1968)	<p>4. 日本青年海外協力隊庁舎完成, 広尾訓練所開設</p> <p>6. 日本青年海外協力隊事務局(協力隊), OTCAの外局となる</p> <p>7. OTCA, 研修員受入数1万名達成</p> <p>12. OTCA, マニラ事務所開設</p>	<p>5.30 海外経済協力基金法改正, 商品借款の導入</p>	<p>2.1(～3.29) 第2回UNCTAD総会開催, 援助目標をGNPの1%に引上げること, 援助条件を1965年DAC勧告の目標とする等を合意</p> <p>3. 東南アジア漁業開発センター発足</p> <p>4.16 IMF理事会, SDR(特別引出し権)協定可決</p>
昭和44年 (1969)	<p>1.13 イタプア製油商工併設立(JEMIS出資)</p> <p>4. OTCA, 専門家公費一時帰国制度開始</p> <p>4. 協力隊, モロッコ駐在員設置</p> <p>5. OTCA, ジャカルタ事務所開設</p> <p>8. JEMIS, 赤城山麓に海外移住研修所開設</p> <p>10. OTCA, グッカ事務所開設</p>	<p>9.16 政府, 対外経済協力審議会改組</p>	<p>5.26 南米6ヵ国, アンデス条約(アンデス地域統合協定)に調印</p> <p>10.1 世銀の国際開発委員会(ピアソン委員会)がIMF総会に「開発におけるパートナーシップ」報告提出</p>

年号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以前)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和45年 (1970)	<p>3. OTCA, シンガポール事務所開設</p> <p>4. OTCA, 研究協力事業開始</p> <p>4. 協力隊, ザンビア駐在員設置</p> <p>12.15 日本青年海外協力隊諮問委員会発足</p>	<p>5. 対外経済協力審議会, 開発途上国援助量の達成目標を対GNP1%とすべき審議会意見提出</p> <p>6. 国連, アジア統計研修所発足(本部東京)</p> <p>7. 対外経済協力審議会, 各種技術協力の質・量の大幅拡充を答申</p> <p>10.13 全国高等学校海外教育研究協議会結成(JEMIS補助)</p>	<p>9.15 DAC上級会議開催(於東京), 国際機関に対する拠出および二国間政府開発借款のアンタイング合意</p> <p>10.24 国連25周年記念総会「第2次国連開発のための10年」を採択</p>
昭和46年 (1971)	<p>4. OTCA, 専門家所属先給与補填制度開始</p> <p>OTCA, 名古屋国際研修センター新築移転</p> <p>5. OTCA, ナイロビ事務所開設</p> <p>5.31 JEMIS, 神戸移住センター閉鎖</p> <p>6.1 JEMIS, 横浜移住センターを海外移住センターと改称</p>	<p>1. 国家公務員派遣法施行</p> <p>8.28 政府, 円の暫定的な変動相場制移行実施</p> <p>9.3 政府, 「総合的対外経済政策」においてODAをGNPのDAC平均水準0.7%まで引上げ努力を行う方針を決定</p> <p>9. 対外経済協力審議会, 技術協力の拡充と実施体制の強化を答申</p>	<p>10.25 開発途上国77ヶ国閣僚会議, リマ宣言採択</p> <p>10.26 中国, 国連に加盟</p> <p>12.18 10ヶ国蔵相会議, 多国間通貨調整合意(スミソニアン体制成立)</p>
昭和47年 (1972)	<p>4. 協力隊, エチオピア, マラウイ駐在員設置</p> <p>9. JEMIS, パラグアイ農業総合試験場建設開始</p>	<p>4.14 政府, 第3回UNCTAD総会にてODAの対GNP比0.7%達成に努力するとの意向表明</p> <p>5.26 対外経済関係調整特別措置法閣議決定(政府借款のアンタイング化導入)</p> <p>9.25(~30)田中総理, 訪中(9.29日中国交正常化共同声明発表)</p>	<p>4.13 第3回UNCTAD総会開催(於サンティアゴ)</p> <p>6.5(~16) 国連人間環境会議開催(於ストックホルム)</p> <p>10.16(~18) 第11回DAC上級会議, ODAの平均グラント・エレメントを84%以上にすること, グラント・エレメント25%未満のものはODAに含めない等の新条件勧告採択</p>

年号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以前)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和48年 (1973)	<p>3. OTCA, メキシコ事務所開設</p> <p>4. 協力隊, 都道府県で隊員の第1次選考方式を採用</p> <p>5.1 JEMIS, サン・フランシスコ駐在員をロス・アンジェルズに移駐</p> <p>8.22 OTCA, 兵庫インターナショナルセンター開設</p> <p>10.1 JEMIS, 地方事務所を12支部に統合</p>	<p>2.13 政府, 円の変動相場制移行を決定</p> <p>2.14 最終移住船にっぽん丸横浜出航</p> <p>7.13 移住者航空機利用南米向第1便羽田出発</p>	<p>1.1 拡大EC発足(英, アイルランド, デンマークを加え9ヵ国)</p> <p>9.5 第4回非同盟諸国首脳会議開催(於アルジェ)</p> <p>9.12 GATT閣僚会議開催(於東京), 包括的多角的貿易交渉を開始する新国際ラウンド(東京宣言)採択</p> <p>10.16 OPEC加盟の湾岸6ヵ国閣僚会議, 原油公示価格の引上げ決定(第1次オイルショック発生)</p>
昭和49年 (1974)	<p>4.1 OTCA, 神奈川国際水産研修センター(三崎国際水産研修センター)を移転, 改称)開設</p> <p>5.31 国際協力事業団法制定</p> <p>8.1 国際協力事業団(JICA)設立, 海外技術協力事業団(OTCA), 海外移住事業団(JEMIS)の業務のすべてと海外貿易開発協会と海外農業開発財団の業務の一部を引き継ぐ</p> <p>8.1 初代総裁に法眼晋作就任</p> <p>8.1 第一生命ホールにて国際協力事業団設立記念式典開催</p> <p>8.1 組織機構の決定 総裁1人, 副総裁2人, 理事11人, 非常勤理事2人, 監事2人, 顧問2人, 17部1局1室, 12国内支部, 8国内研修センター, 11海外事務所, 1代表部, 9海外支部, 15駐在員, 本部(役員室, 鉱工業2部, 企画調査調整部)を市ヶ谷1協ビルに, その他経協関係部は市ヶ谷経済協力センタービル, 移住関係部は四ッ谷住友生命ビル, 青年海外協力隊事務局(日本青年海外協力隊を名称変更)は広尾に分散設置</p>	<p>1.7(～17) 田中総理, 東南アジア諸国歴訪</p> <p>7.16 日本・イラク経済・技術協力協定調印</p> <p>9.12(～27) 田中総理, メキシコ, ブラジル, 米国, カナダ歴訪</p> <p>10.1(～11.8) 田中総理, 大洋州, ビルマ歴訪</p>	<p>3.26(～4.8) ECAFE総会開催(於コロムボ), ESCAPと名称変更</p> <p>5.5 第6回国連特別総会「資源と開発」開催, 新国際経済秩序樹立に関する宣言および行動計画採択</p> <p>8.19(～30) 国連世界人口会議開催(於ブカレスト), 世界人口行動計画を採択</p> <p>11.5(～16) 国連世界食糧会議開催, 飢餓と栄養不足解決のための宣言採択</p> <p>11.15 OECD理事会, 国際エネルギー機関(IEA)の設置を決定</p> <p>11.18 国際エネルギー機関(IEA)の第1回理事会開催(於パリ), 国際エネルギー計画採択</p> <p>12.12 第30回国連総会, 経済権利義務憲章採択</p>

年 号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以後)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和49年 (1974)	8.1 開発協力事業, 開発投 融資事業, 人材養成確 保事業開始 11.1 本部事務所を新宿三井 ビルに移転 (協力隊事 務局は広尾) 12.28 国際協力事業団業務方 法書施行		
昭和50年 (1975)	2.20 第1回国際協力事業団 運営審議会開催 3. 第3回国研修開始 (タイ 国養蚕研究訓練センタ ー) 4. 西サモア駐在員設置 10. テュニジア駐在員設置	3.1 日本・サウディ・ア ラビア経済・技術協 力協定調印 7.4 政府, 対外経済協力 関係協議会設置	2.28 ECとACP(46ヵ国) の新連合協定調印 (於ロメ) 3.26 第2回 UNIDO 総会 開催(於リマ), 「開発 と協力に関するリマ 宣言と行動計画」採 択 9.1 (~16) 第7回国連特 別総会開催, 「開発と 国際協力」をテーマ とし, 先進国はGNP の0.7%をODAの達 成努力目標とすること を採択 11.15 第1回先進国首脳会 議開催(於ランヴィ エ) 12.16 国際経済協力会議開 僚会議(CIEC) 発足 (於パリ)
昭和51年 (1976)	1. 大型コンピューター導 入 6.10 八王子国際研修センタ ー開設 9. ブラジリア事務所開設 10. リアド事務所開設	4.15 青年海外協力隊OB 会発足 4. (社)協力隊を育てる 会発足 7.9 日本, 米州開発銀行 (IDB) に加盟 7.22 日比賠償協定 (20年 間, 総額 550 百万ド ル) にもとづく日本 側賠償支払義務完了 8. 対外経済協力審議会, 「政府開発援助の抜 本的改善について」 を提言 12.22 日本・コロンビア技 術協力協定調印 (於 ボゴタ)	2.23 第1回ASEAN首脳 会議開催(於パリ), ASEAN 協和宣言, 東南アジア友好協力 条約採択 2. 77ヵ国グループ閣僚 会議で一次産品総合 プログラム等と呼ば かけるマニラ宣言採 択 5.5 第4回 UNCTAD 総 会開催(於ナイロビ), 一次産品共通基金設 立案採択 6.27 第2回先進国首脳会 議開催(於サンファン)

年号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以後)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和52年 (1977)	4. ガーナ駐在員設置 6. カイロ事務所開設 8. リマ事務所開設	3. 日本・グアテマラ技術協力協定調印 5.30 政府、CIEC閣僚会議においてODA5ヵ年倍増を表明 8.18 福田総理、東南アジア6ヵ国歴訪、福田ドクトリン(東南アジア外交3原則)表明、ASEAN工業化プロジェクトに10億ドルの援助を約束	5.7 第3回先進国首脳会議開催(於ロンドン) 5.30(～6.3) 国際経済協力会議(CIEC)閣僚会議開催(於パリ) 8.7 日本・ASEAN5ヵ国首脳会議開催(於クアラ・ランパール)
昭和53年 (1978)	4.1 組織機構改正 移住管理部廃止、無償協力・調達部新設、企画調査調整部が企画部に、移住第一業務部が移住海外事業部に、移住第二業務部が移住国内事業部に名称変更 4.28 国際協力事業団法の改正、無償資金協力実施促進業務の追加 12. カトマンドゥ事務所開設 12.6(～8) ブラジル移住70周年を記念して「日本人海外移住に関するシンポジウム」開催(外務省共催)	6.12 皇太子、同妃両殿下、ブラジルおよびパラグアイご訪問、ブラジル日本移民70周年記念式典にご出席(サン・パウロ) 7.16 福田総理、ボンサミットでODA3ヵ年倍増を国際公約('77年ODA14億ドルを'78年から'80年までの3ヵ年間で倍増する) 8.12 日中平和友好条約調印 9.5 福田総理、イラン、カタル、アラブ首長国連邦、サウディ・アラビア歴訪 10.22 鄧小平中国副総理来日	3. 第9回貿易開発理事會(TDB)で、開発途上国累積債務の救済措置を決議 7.16 第4回先進国首脳会議開催(於ボン)、全体委員会(南北問題を総合的に扱うフォーラム)設置を決議
昭和54年 (1979)	4.1 図書資料室一般公開 4.1 青年海外協力隊駒ヶ根訓練所開設 4. 中国への技術協力開始 4. シリア駐在員設置  9. 全海外事務所長、支部長、駐在員による在外機関長会議を開催 12. カンボディア難民対策の一環として医療協力事業開始	1. (社)青年海外協力協会発足 5.10 大平総理、第5回UNCTAD総会(於マニラ)で「人作り、食糧増産援助」の重要性提唱  12.5 大平総理、訪中	1.1 米中外交関係樹立 3.12 一次産品共通基金交渉会議再開(於ジュネーブ) 5.7(～6.3) 第5回UNCTAD総会で、一次産品総合計画に合意 6.28 第5回先進国首脳会議開催(於東京)、インドネシア難民問題、石油危機への対応策等採択 9.8 第6回非同盟諸国首脳会議開催(於ハバナ)、国際南北交渉ラウンド(GN)を提唱



年号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以後)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和54年 (1979)			10.31 第2次ロメ協定調印 (ECとアフリカ、カリブ、太平洋地域のACP諸国との資金、技術援助等に関する協定)
昭和55年 (1980)	<p>1.7 初代総裁法眼晋作退任</p> <p>1.8 第2代総裁有田圭輔就任</p> <p>1. ボゴタ事務所開設</p> <p>1. グレサラム事務所開設</p> <p>3. 筑波インターナショナルセンター開設</p> <p>4. 人口・家族計画協力事業開始</p> <p>4. ホンデュラス駐在員設置</p>	<p>5.27 華国総中国総理来日</p> <p>11. 外務省、「経済協力の理念」発表</p> <p>12.3 第1回日中閣僚会議開催(於北京)、エネルギー協力、農業技術協力など審議</p>	<p>6.22 第6回先進国首脳会議開催(於ヴェニス)</p> <p>12. 第35回国連総会、「第3次国連開発の10年に関する国際開発戦略(新IDS)」を採択(開発援助についてはODAの対GNP比0.7%を目標)</p>
昭和56年 (1981)	<p>1. ラングーン事務所開設</p> <p>4.1 組織機構の改正 無償協力・調達部廃止、調達部と無償資金協力部新設、移住海外事業部と移住国内事業部廃止、移住事業部新設、移住調整部を移住計画調査部に名称変更、企画部に地域課、養成確保課を設置</p> <p>4.1 筑波国際農業研修センター開設(内原国際農業研修センターを移転、名称変更)</p> <p>7. 事業団業務の評価検討委員会設置</p>	<p>1.8(～20) 鈴木総理、ASEAN5ヵ国歴訪、農村・農業開発、エネルギー開発、人造り等の重点協力を表明</p> <p>1.26 政府、ODA5ヵ年総計倍増の新中期目標設定('85年までの5ヵ年間に過去76～80年実績107億ドルの2倍以上とする)、ASEAN人造りプロジェクトに1億ドルの援助を約束</p> <p>3.16 第2次臨時行政調査会発足</p>	<p>6.16 OECD閣僚理事会開催、南北問題に関し途上国援助の必要性と自由貿易、経済開放体制の必要性について意見一致</p> <p>7.20 第7回先進国首脳会議開催(於オタワ)</p> <p>9.1 LLDC国連会議開催、援助目標額につき85年までに「ODAをGNPの0.15%とする」案と「70年代後半の5ヵ年間実績の倍増とする」案につき国情に応じて選択するとの合意成立</p> <p>10.22 南北主要国22ヵ国が参加して南北サミット「協力と開発に関する国際会議」開催(於カンクン) 鈴木総理、政府開発援助、「人造り」の重要性等強調</p>

年号 (西暦)	国際協力事業団に関する事項 (設立以後)	国際協力に関する主な事項	
		日 本	世 界
昭和57年 (1982)	3. 北京事務所開設 3. コロンボ事務所開設 4. 事務合理化推進委員会設置 10. 第1回全国縦断国際協力キャンペーン実施	5.28 経済対策閣僚会議、工業製品、農産物など関税引下げを中心とする市場開放策を決定 6.10(～15) 鈴木総理、ペルー、ブラジル歴訪 9.26(～10.1) 鈴木総理、訪中	6.4 第8回先進国首脳会議開催(於ヴェルサイユ)、「ヴェルサイユ宣言」(通貨を含む一般経済政策、貿易、東西、エネルギー、南北、科学技術協力等)採択
昭和58年 (1983)	3. ポート・モレスビー事務所開設 4. サンティアゴ事務所開設 4. コンピューターによる予算総合システム開始 5. イスラマバード事務所開設 10.1 国際協力総合研修所開設 10. 技術協力および無償資金協力を係る業務の一部を外務省より当事業団に委譲	1.11(～12) 中曽根総理、韓国訪問、対韓経済協力(57年度から7年間)総額40億ドル合意 2.3 日本、アフリカ開発銀行(ADB)加盟 4.30 中曽根総理、ASEAN5カ国とブルネイを歴訪、「21世紀のための友情計画」提案	5.26 日本・ASEANフォーラム開催 5.28 第9回先進国首脳会議開催(於ウィリアムズバーグ)、「経済回復に関するウィリアムズバーグ宣言」採択 6.6(～7.13) 第6回UNCTAD総会開催(於ペオグラード) 6.27 ASEAN拡大外相会議開催(於バンコク)
昭和59年 (1984)	3. バリ事務所開設 4. スヴァ事務所開設 4. アセアン青年招へい事業開始 4. 食糧増産援助(第2ケネディ・ラウンド)業務の一部を外務省より当事業団に委譲 4. 研修員受入5万名を達成 8.1 国際協力事業団設立10周年を迎える  (10.4 国際協力事業団設立10周年記念レセプション開催)	2.27(～3.1) 皇太子、同妃両殿下、セネガル、ザイールご訪問 3.23(～26) 中曽根総理、訪中 4.30(～5.6) 中曽根総理、パキスタン、インド歴訪	1.1 ブルネイ独立  4.17(～27) 第40回ESCAP総会開催(於東京)、「開発のための技術東京プログラム」採択 6.7 第10回先進国首脳会議開催(於ロンドン) 7.12 ASEAN拡大外相会議開催(於ジャカルタ)

(注) 海外事務所の開設時は、職員赴任により実際に開所した年月による。

## あ と が き

ここに当事業団設立10周年を記念して『国際協力事業団10年の歩み』を刊行する運びとなりました。

これを刊行致します目的は、第1に部外の関係各位にご高覧頂き、当事業団の事業内容とこれまでの事業実績をより詳しくご理解頂くことにより、今後一層適切なお指導とご支援を賜りたいということ、第2に当事業団の役員に使用して頂き、過去を顧み、今日の課題を探り、今後一層的に事業の推進をはかる参考にして頂きたいということの二つであります。

当事業団の歴史は、その前身であるOTCAおよびJEMISを別にして、JICAとしましてはまだわずかに10年であります。したがって、20年史にはより豊富な内容を期待することとし、今回は出来る限り簡潔な記述と事業実績統計および図表を中心とする資料集とすることに致しました。

その内容につきましては、なお不十分で意に沿わない点多々ありますが、この資料集が皆様方のためにいささかなりともご参考になりますならば誠に幸いです。

最後に、本書作成にあたり編集と執筆を担当された『国際協力事業団10年の歩み』編集委員会委員各位およびご指導とご協力を頂きました関係各位に対し、心より御礼申し上げます。

昭和59年8月

編集委員長

総務部長 田 島 高 志

## 国際協力事業団10年の歩み

昭和59年8月1日発行©

編集 国際協力事業団

〒160 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
新宿三井ビル内

発行 (財) 国際協力サービス・センター

〒162 東京都新宿区市ヶ谷本村町42番地  
経済協力センタービル内

電話 03 (355) 6 4 4 5

Printed in Japan

印刷・製本 (株) 東神堂



